農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、いわき市農業生産振興ブランド戦略プランに基づき、農業の生産振興に係る事業を行う者に対する補助金の交付に関し、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付基準）

第２条　補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、同項の補助対象事業について、その補助対象者がこの要綱に基づく補助金以外の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、当該補助対象事業から除くものとする。

３　補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（申請書の提出期限）

第３条　規則第４条第１項に規定する期日は、補助対象事業を行おうとする日前10日とする。

２　規則第４条第１項第３号の前年度決算書の添付は、同条第２項の規定により省略するものとする。

（軽微な変更）

第４条　規則第７条第１項に規定する軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

　⑴　事業計画を実質的に変更するものでなく、その細部についての変更

　⑵　事業をより効果的に達成するための変更

（実績報告書の添付書類）

第５条　規則第12条第２号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

　⑴　補助対象事業の完了を確認することができる書類

　⑵　出来高設計書（補助対象事業が工事を伴う場合に限る）

（財産処分の制限）

第６条　規則第17条の市長の承認を受けようとする者は、農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業取得財産処分承認申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　規則第17条ただし書の市長を定める期間は、補助対象施設又は設備の設置等が完了した日から、当該補助対象施設又は設備の区分に応じ、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第１から別表第６までに定める耐用年数が経過した日までとする。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

２　この要綱は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者に係る第６条の規定による財産の処分については、同条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

３　いわき市第四期新農業生産振興プラン推進事業補助金交付要綱（平成28年４月１日制定）は、廃止する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | | 補助対象者・補助率 | 補助  対象経費 | 補助限度額 |
| 区分 | 内容 |
| 農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業 | いわき市農業生産振興ブランド化協議会が行う販売促進活動等に対する支援 | ①補助対象者  いわき市農業生産振興ブランド化協議会  ②補助対象経費の10分の10以内 | 補助事業に要する経費のうち、市長が必要と認める経費 | 予算の範囲内で市長が定める額 |
| 園芸作物 パワーアップ事業 | 園芸作物の生産振興に資する生産設備の導入や優良品種の種苗導入等に対する支援 | ①補助対象者  農業協同組合、認定農業者、認定新規就農者、3戸以上の農業者で組織する団体（生産部会など）  ②補助率 〇振興作目：補助対象経費（税抜）の３分の２以内 〇上記以外の作目：補助対象経費（税抜）の２分の１以内 | 〇振興作目 200万円　 　　 （ハウス：400万）  〇上記以外の作目 100万円　　　　　（ハウス：200万円） |
| チャレンジ  作目導入事業 | 新しい作目の導入に要する生産設備や優良品種の種苗導入等に対する支援 |
| スマート農業事業 | スマート農業導入に係る事業に対する補助 | ①補助対象者  農業協同組合、認定農業者、認定新規就農者、3戸以上の農業者で組織する団体（生産部会など）  ②補助率  補助対象経費（税抜）の３分の２以内 | 300万円 |
| 直売所ステップアップ事業 | 直売所のステップアップに向けた施設・設備導入等に対する支援 | ①補助対象者  農業協同組合、認定農業者、認定新規就農者、3戸以上の農業者で組織する団体（生産部会など）  ②補助率  補助対象経費（税抜）の２分の１以内  ※有機栽培認証取得・商標取得は定額 | 100万円 |
| ６次化推進 事業 | 農産物の６次産業化による高付加価値化を推進するための支援 | ハード事業：75万円  ソフト事業：100万円 |
| 農産物のブランド化・販路拡大事業 | 農産物のブランド化や販路拡大を推進するための支援 | 50万円 |

第１号様式（第６条関係）

農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金取得財産処分承認申請書

年　　月　　日

いわき市長　様

住所（所在地）

申請者　氏名（名称及び代表者氏名）

　　　　電話番号　　　（　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 財産の種類 | |  |
| 事業費 | | 円 |
| 設置等年月日 | | 年　　　月　　　日 |
| 交付を受けた補助金 | 補助年度 | 年度 |
| 指令番号 | いわき市指令第　　　　　　号 |
| 金額 | 円 |
| 処分の理由 | |  |
| 処分の方法 | |  |
| 処分予定価格 | | 円 |